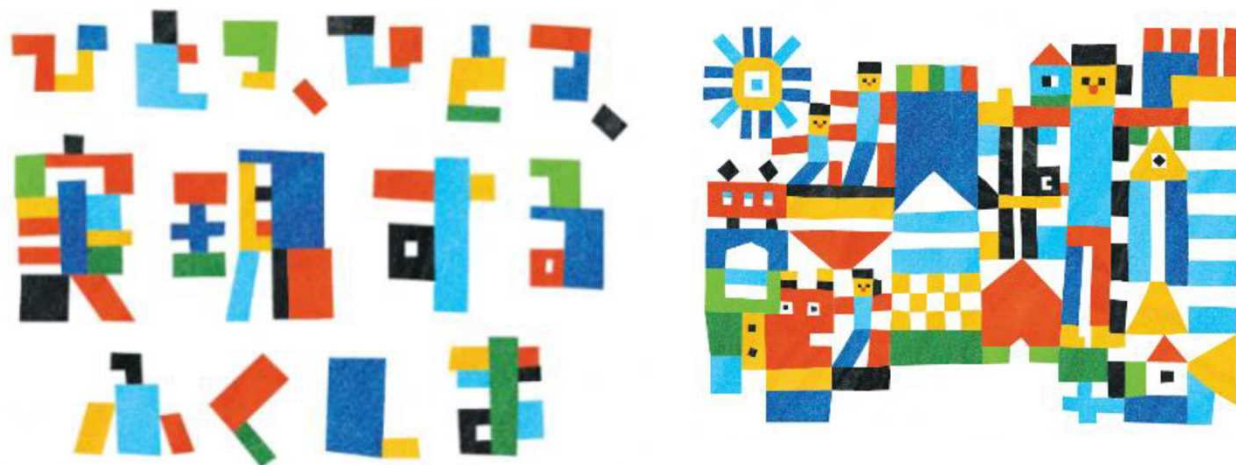


# 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 (第59次公募:津波浸水地域・警戒区域等見直し地域(移転再開)向け)

## ～ 施設・設備の復旧・整備を支援します ～

福島県では、被災された企業の皆様の施設・設備の復旧整備を支援するため、本事業の実施を予定しております。

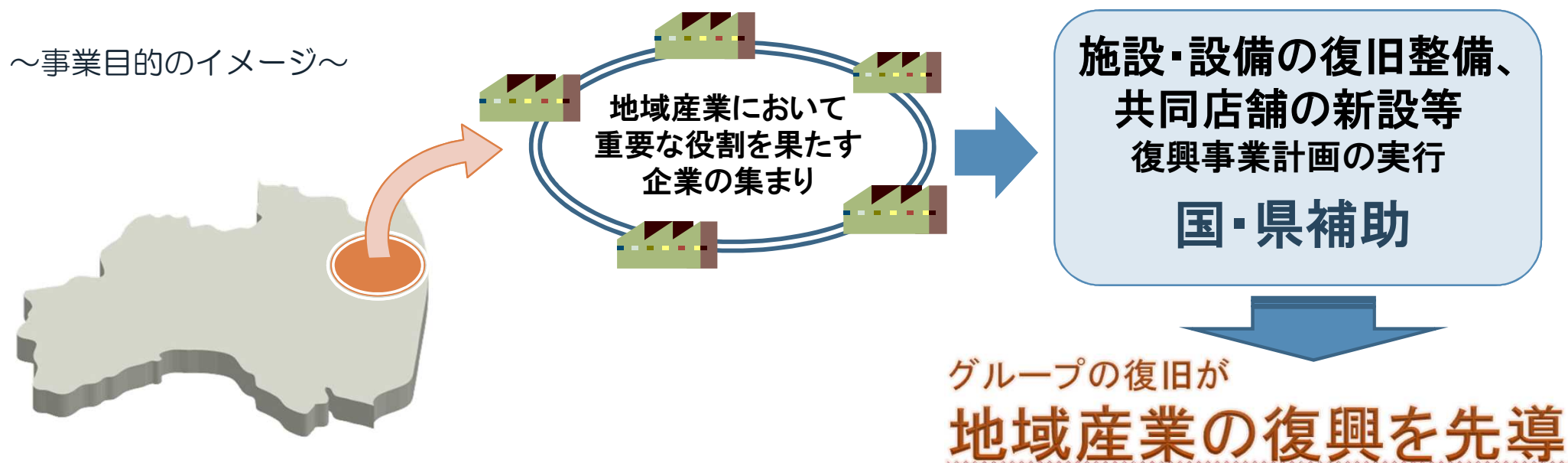


本事業により補助金の交付を受けるためには、事前に複数の中小企業者等が参加する「復興事業計画」を県に申請し、その認定を受ける必要があることから、事業内容について十分にご理解頂いたうえでご利用いただけますようお願いいたします。

令和6年4月  
福島県 商工労働部 経営金融課

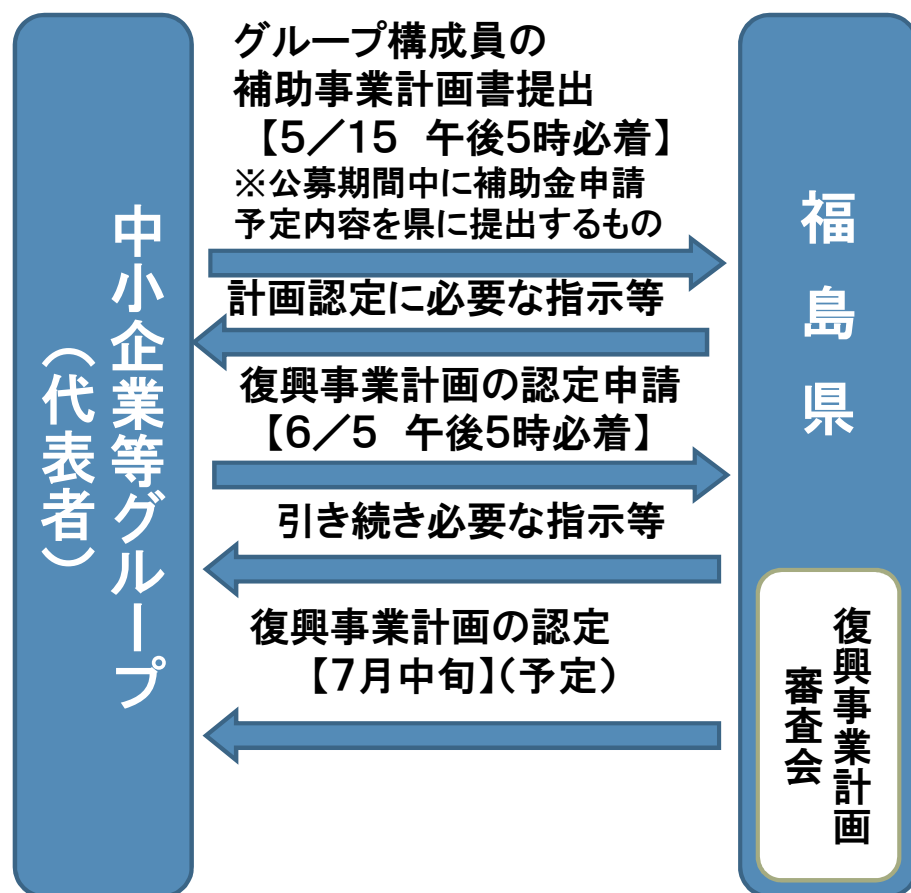
# 1 事業の目的

東日本大震災及び原子力発電所事故により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

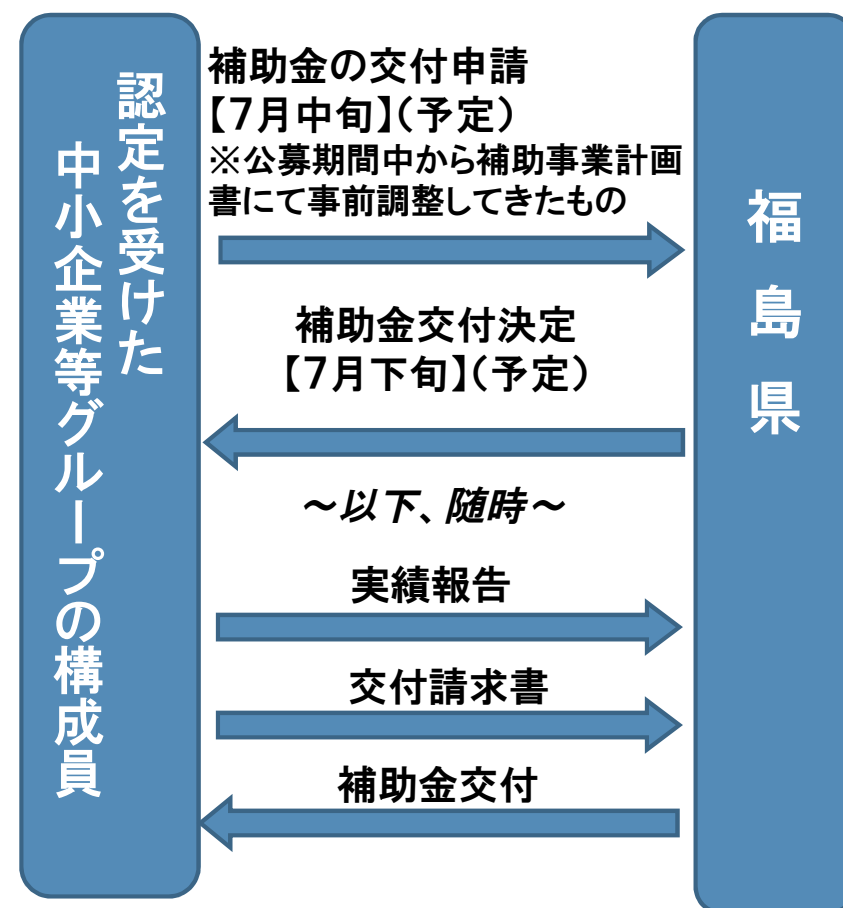


## 2 スケジュール及び事業の流れ

### < 復興事業計画の認定手順 >



### < 補助金交付の手順 >



注) 補助金交付決定に際しては、東北経済産業局での審査を経ます。

### 3 復興事業計画を申請できる中小企業等グループ“**構成員**”の要件

複数の中小企業者等から構成される集団(以下、中小企業グループという)であること。

- 注1) グループでは、取引関係や共同物流又は連携した取り組み(人材育成事業)等、構成員間において関係性を有する若しくは今回の復興に際して実施することが必要です。
- 注2) 1者以上の中小企業者を含むものとし、補助金の交付を受けない者や県外の者も構成員とすることができます。
- 注3) 中小企業者とは、中小企業支援法第2条1項に規定する者となります(概要は最終ページ記載)。
- 注4) 中小企業者以外の者も構成員となれます。ただし、補助金交付は行いません。
- 注5) いわゆる反社会的勢力に該当する方は、構成員とはなれません。

## 4 復興事業計画を申請できる中小企業等グループ“機能”の要件

中小企業等グループが、下記(1)～(4)のいずれかの機能を有していること。

### (1) サプライチェーン型

当該中小企業等グループの復旧・復興がサプライチェーンにおいて重要な役割を果たしていること。

### (2) 経済・雇用効果大型

事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと。

### (3) 基幹産業型

一定の地域内において経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域の復興・雇用維持に不可欠であること。

### (4) 商店街型

地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有する者であること など。

ただし、(1)～(3)は、次ページの被災要件を併せて満たす必要があります。

## 4 復興事業計画を申請できる中小企業等グループ“機能”の要件

(前ページ続き)

### 被災要件

中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により、次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な影響が生じていること。

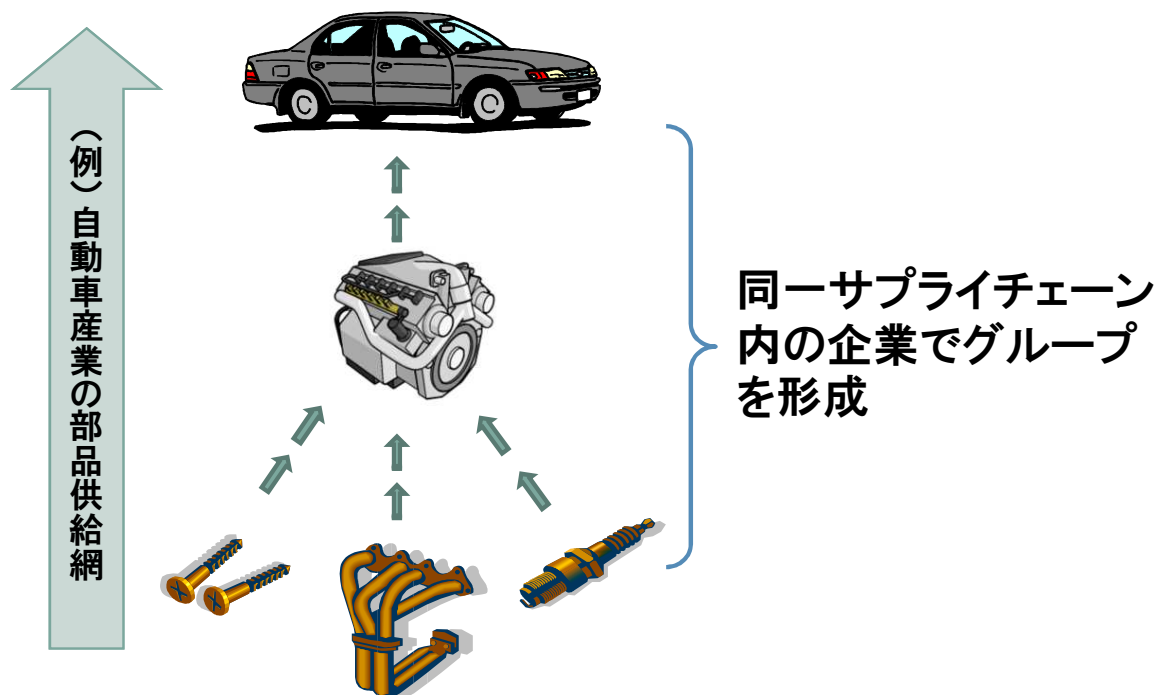
- ・ 東日本大震災により、事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること、又は継続して使用することが困難となっていること。
- ・ 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること、又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

## 4 復興事業計画を申請できる中小企業等グループ“機能”の要件

### (1) サプライチェーン型

当該中小企業等グループの復旧・復興がサプライチェーンにおいて重要な役割を果たしていること。併せて、被災要件を満たすこと。

～ イメージ ～ (サプライチェーンにおいて重要な一翼を担っている)



- ◇ グループ構成員  
3社 (中小企業A、B、大企業C)
- ◇ 補助金交付申請希望者  
2社 (中小企業A、B)
- ◇ 補助対象事業費  
中小企業A：2億円  
中小企業B：1億円
- ◇ 補助金額  
中小企業A：2億円×3/4=1.5億円  
中小企業B：1億円×3/4=7.5千万円

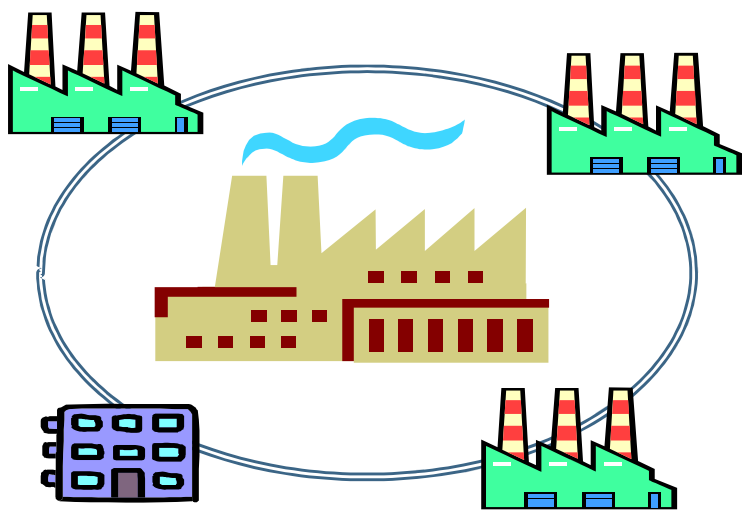
\* 必ずしも上記補助率を約束するものではありません。

## 4 復興事業計画を申請できる中小企業等グループ“機能”の要件

### (2) 経済・雇用効果大型

事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと。併せて、被災要件を満たすこと。

～ イメージ ～ （地域の中核的な企業及びその周辺の関連企業が地域の経済・雇用を支えている）



企業城下町を形成するグループなど

- ◇ グループ構成員  
6社（大企業A、中小企業B～F）
- ◇ 補助金交付申請希望者  
2社（中小企業B、C）
- ◇ 補助対象事業費  
中小企業B：2億円  
中小企業C：8千万円
- ◇ 補助金額  
中小企業B：2億円×3/4＝1.5億円  
中小企業C：8千万円×3/4＝6千万円

\*必ずしも上記補助率を約束するものではありません。



## 4 復興事業計画を申請できる中小企業等グループ“機能”の要件

### (3) 基幹産業型

一定の地域内において経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域の復興・雇用維持に不可欠であること。併せて、被災要件を満たすこと。

～ イメージ ～ （一定地域内において、その地域における復興・雇用維持に不可欠である）



- ◇ グループ構成員  
10社（中小企業A～J）
- ◇ 補助金交付申請希望者  
8社（中小企業A～H）
- ◇ 補助対象事業費  
中小企業A～D: 2億円  
中小企業E～H: 4千万円
- ◇ 補助金額  
中小企業A～D:  $2億円 \times 3/4 = 1.5億円$   
中小企業E～H:  $4千万円 \times 3/4 = 3千万円$

\*必ずしも上記補助率を約束するものではありません。

## 4 復興事業計画を申請できる中小企業等グループ“機能”の要件

### (4) 商店街型

下記の①・②の両方を満たすグループであること。

① 商店街等が次のア～ウのいずれにも該当すると見込まれること。

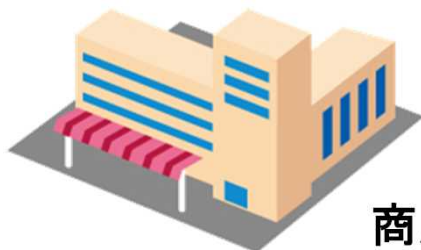
ア 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有する者であること。

イ 当該商店街等が属する商圈内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす可能性が高いと認められること。

ウ 今後の当該市町村におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する可能性が高いと認められること。

② 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害を受け、又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難になっていること。

～ イメージ ～ （地域の振興、コミュニティの再生に不可欠な商業機能を担っている）



商店街

- ◇ グループ構成員 : 商店街事業者 5社
- ◇ 補助金交付申請希望者 : " 5社
- ◇ 補助対象事業費 : 各 8千万円
- ◇ 補助金額 : 各 8千万円×3/4=各 6千万円

\*必ずしも上記補助率を約束するものではありません。

## 5 補助の対象となる経費

中小企業等グループ及びその各構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な「県内の施設及び設備の復旧又は整備」、※注)「新商品・新サービス開発のための事業」、「市場開拓調査事業」、「宿舍整備のための事業」、「商業機能の復旧促進のための事業」、「賑わい創出のための事業」に要する経費が対象となります。

※注)7 新分野事業及びその手続きについて(p.13)参照

区 分	内 容
施 設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「1事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設。
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又は各構成員の資産として計上するもの。
新商品・新サービス開発のための事業 (新分野)	原材料費(試作に係るものに限る)、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費
市場開拓調査事業(新分野)	委託費(マーケティング調査費等)
宿舍整備のための事業(新分野)	宿舍及び備え付けの設備にかかる費用
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費(商店街型のみ対象)。
賑わい創出のための事業	謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費(資料作成費含む)、資材購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費(商店街型のみ対象)。

□注)上記の施設及び設備の復旧又は整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野開拓等の実施に係る取組(※)に要する経費も含む。

※新分野事業及びその手続きについて(p.13)参照

□注)上記の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取り壊し・撤去費、整地・排土費を含む。

□注)施設及び設備を復旧する事業につきましては、補助金交付決定後に実施するものが対象となります。

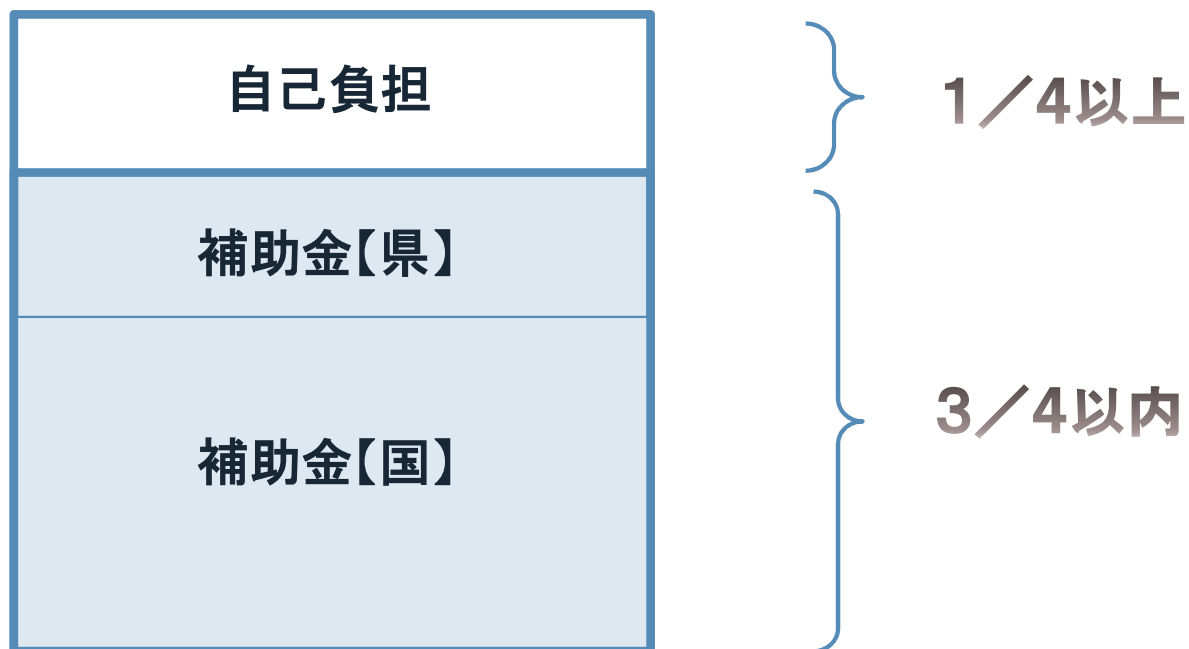
## 6 補助率

復興事業計画の認定を受けた際に、交付申請をすることができる補助金の補助率上限は、下記のとおりです。

なお、本補助率は上限であるため、必ずしも本補助率を約束するものではありません。

### 【 中小企業者 】

補助金3/4以内



※ 自己負担部分については、別途、貸付事業の実施を予定しております。

# 7 新分野事業及びその手続きについて

従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な県内中小企業者等については、認定支援機関の支援を受けながら新分野需要開拓等を見据えた新たな取組(以下、「新分野等」という)により震災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る費用についても、補助対象とすることができます。

## <新分野事業の例>

・新商品製造ラインへの転換 ・生産効率向上 ・新商品、新サービス開発 ・新市場開拓調査 ・従業員確保のための宿舍整備 等

◆新分野事業の実施については、次の条件があります。

①震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とすること。

②下記について、**認定支援機関の確認を受けること。**

・従前の施設・設備等の原状復旧では事業再開や震災前の売上まで回復することが困難であること。

・新分野事業の実施により更なる売上げ回復を目指していること。

## ◆新分野事業の手続きについて◆

中小企業グループ「復興事業計画」策定

①震災前の所有施設・設備の原状回復に必要な経費算出

②新事業の実施に必要な経費の算出

(①、②とも施工業者2社以上から見積書を徴取→最も低い額に補助率を乗じた金額が補助上限。)

③認定支援機関へ確認依頼

(復興計画案・見積書等を認定機関に提出し、下記に係る確認書を徴取)

・従前の施設等への復旧では、震災前の売上げまで回復が困難であるか。

・新分野事業の実施により、売上げ回復が見込まれるか。

④申請書類・見積書・認定支援機関の確認書についてグループ代表に提出

グループ代表が県に復興事業計画の認定申請

# 8 復興事業計画の内容

復興事業計画の様式	説明	記載事項	
復興事業計画認定申請書	(様式第1号) 表紙	1 事業の目的 2 事業計画に要する経費	3 グループ参加企業数 4 事業完了(予定)年月日
復興事業計画書	(別紙1) グループ毎に作成	1-1 グループの概要 1-2 グループの構成員 2-1 被害状況(グループ全体) 3-1 復興事業計画の内容(グループ全体)	3-2 復興事業に対する構成員の参画内容 3-3 復興事業の効果 4-1 施設・設備の復旧整備計画の内容(グループ全体)
構成員別復興事業計画書	(別紙2) 補助金交付申請を予定する構成員毎に作成	1-1 事業者情報 2-1 被害状況(施設) 2-2 被害状況(設備) 2-3 被害状況(その他)	3-1 復旧整備計画の内容 3-2 復旧整備の内容(施設) 3-3 復旧整備の内容(設備) 3-4 賑わい創出のための事業 4-1 収支計画
経営状況表	(別紙3) 補助金交付申請を予定する構成員毎に作成	1-1 過去3期の経営状況 1-2 直近1月及び震災前同期の売上げ	
暴力団排除に関する誓約書	(別紙4) 補助金交付申請を予定する構成員毎に作成	※ 役員一覧も併せて提出。	
復旧する施設・設備の見積書	補助金額の積算根拠となるもの。	※ 2者以上取得	

# 9 復興事業計画の認定に関する評価ポイント

復興事業計画の認定は、皆様からご提出いただいた書類をもとに、「復興事業計画審査会」により審査し、予算の範囲内において認定します。この審査における評価のポイントは、次のとおりです。

事業計画全体	1	グループの特徴	県内におけるグループの役割や重要性 等
	2	グループの構成員	グループ内における県内中小企業の役割や参画割合 等
	3	被害の状況	施設や設備の被害の程度 等
	4	復興事業計画の内容	復興に向けた計画の発展可能性、地域全体への波及効果、必要な実施体制の構築状況、地域経済の活性化に資するグループ活動効果 等
	5	施設・設備の復旧整備の内容	計画に該当する施設や設備復旧の必要性や緊急性 等
	6	収支計画の内容	事業計画と収支計画の整合性 等
(グループ機能のみ)	サプライチェーン型	サプライチェーンで果たす役割や重要度。サプライチェーンへ提供する製品・技術・サービス等の重要性。 等	
	経済・雇用効果大型	県内の経済・雇用への貢献度 等	
	基幹産業型	一定の地域における存在意義、役割、重要度。対象となる一定の地域・グループが担う産業の規模。 等	
	商店街型	地域コミュニティ維持に不可欠な商業機能性 等	

注) 申請要件を満たした復興事業計画であっても、認定されない場合もありますので、ご了承ください。

## 【新分野事業におけるポイント】

- (1) 震災後の売上低迷の現状・原因：震災後の売上の推移・低迷の原因等
- (2) 新分野事業の実施による効果：新分野事業実施と売上回復の因果関係・見込等
- (3) 認定支援機関の判断：判断内容、数値等の根拠等

# 10 復興事業計画の認定を受けるのに必要な提出書類

中小企業等グループの代表者が、以下の書類を取りまとめの上、各1部を提出してください。

提出書類		作成者
1	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定申請書(様式第1号)	グループ代表者
2	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画書(別紙1)	
3	構成員別復興事業計画書(別紙2) ※注)事業経費の根拠となる見積書(2者以上)を添付すること。	補助金交付申請を予定しているグループ内の構成員
4	経営状況表(別紙3)	
5	暴力団排除に関する誓約書(別紙4) ※役員一覧も併せて提出。	
6	納税証明書(法人県民税、法人事業税)の写し	
7	罹災証明書の写し ※交付を受けていない場合は、施設・設備の被害状況が分かる参考資料や写真等を提出。	
8	補助事業計画書	
9	会社案内(提出可能な場合)	全構成員
10	新分野事業の様式	新分野活用事業を活用する構成員
11	各種見積書(2者以上)(従前の施設・設備を原状復旧するのに必要な経費、新分野事業に必要な施設・設備・新市場開拓調査等の経費)	
12	認定支援機関の確認書	



様式は県ホームページからダウンロードしてください。  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/group00.html>



# 11 注意事項

復興事業計画の認定を受けた場合に、補助金の交付申請をすることができる事業者の要件は、下記のとおりです。本要件を満たさない場合には、補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

- 県内に事業所を置く法人、その他の団体及び事業を行う個人であること
- 補助事業の対象となる“施設”や“設備”が県内に所在すること
- 県税に未納が無いこと
- 暴力団又は暴力団員等に該当する者でないこと

注) 復興事業計画の認定は、必ずしも補助金交付を約束するものではありませんのでご注意願います。

## 12 復興事業計画の募集期間

令和6年4月8日(月)から

令和6年6月5日(水)まで

- 注) 1 令和6年6月5日(水)を過ぎての提出はお受けできませんので、予めご了承ください。  
2 公募期間中から補助事業計画書にて事前調整してきたものに限ります。

## 13 復興事業計画の提出先・お問合せ先

### 提出先等

〒960-8041 福島市大町4-15  
チェンバおおまちビル2階

福島県 商工労働部 経営金融課  
(電話 024-572-7029)

※令和6年5月以降執務室移転により提出先が変更となる予定です。  
詳細につきましては、後日経営金融課HPによりお知らせします。

◇ 県ホームページでの本事業の紹介は下記URLとなります。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/group00.html>

# 14 参考

## 中小企業者の定義（中小企業支援法及び同法施行令）

### 1 会社及び個人

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5千万円以下
サービス業	100人以下 又は 5千万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5千万円以下

### 2 中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）

### 3 みなし大企業の定義

- 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業